

令和 6 年度の高齢者虐待の状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された平成 18 年度以降、県では高齢者虐待の状況を毎年公表しています。

1 令和 6 年度における高齢者虐待の概要

- 施設での従事者による虐待件数は 5 件で、前年度（5 件）と同数でした。
- 家庭での養護者による虐待件数は 155 件で、前年度（167 件）より 12 件減少しました。
- 家庭での養護者による虐待においては、被虐待者の約 7 割が「女性」、虐待者の約 4 割が「息子」、「身体的虐待」が約 7 割を占めています。

2 県の高齢者虐待防止対策

- 介護施設職員や市町村職員を対象に、未然防止のための優良事例の紹介や職員のストレスケアなど、資質向上に向けた研修会の実施
- 市町村における解決困難な事例への対応として、弁護士、社会福祉士、司法書士等専門職の派遣による支援の実施
- パンフレットの作成・配布等による虐待防止の意識向上や、通報義務・相談窓口等の周知
- 家族の介護負担を軽減させるための介護サービスの利用促進
- 施設・事業者に対して定期的に行う運営指導において、虐待防止を重点項目として指導を実施
- 「高齢者・障がい者虐待防止会議」の開催等による市町村、関係機関・団体との連携強化

3 公表資料

別添のとおり

令和6年度の高齢者虐待の状況について

山形県 健康福祉部 高齢者支援課

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第25条の規定により、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について、県は、毎年度公表することとされております。

このたび、厚生労働省が実施した高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査と県の独自調査をもとに、本県分の状況をまとめました。

調査対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間
 留意事項：割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100％に合わない場合があります。

1 養介護施設等（※1）における従事者による高齢者虐待

※1 介護保険法、老人福祉法に規定する施設・事業所
 件数は5件で、前年度と同数でした。

（1）虐待と認定した件数及び人数

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
件数	4件	1件	1件	0件	3件	4件	2件	1件	5件	5件
人数	8人	1人	1人	0人	3人	6人	3人	13人	8人	9人

（2）虐待の概要（5件）

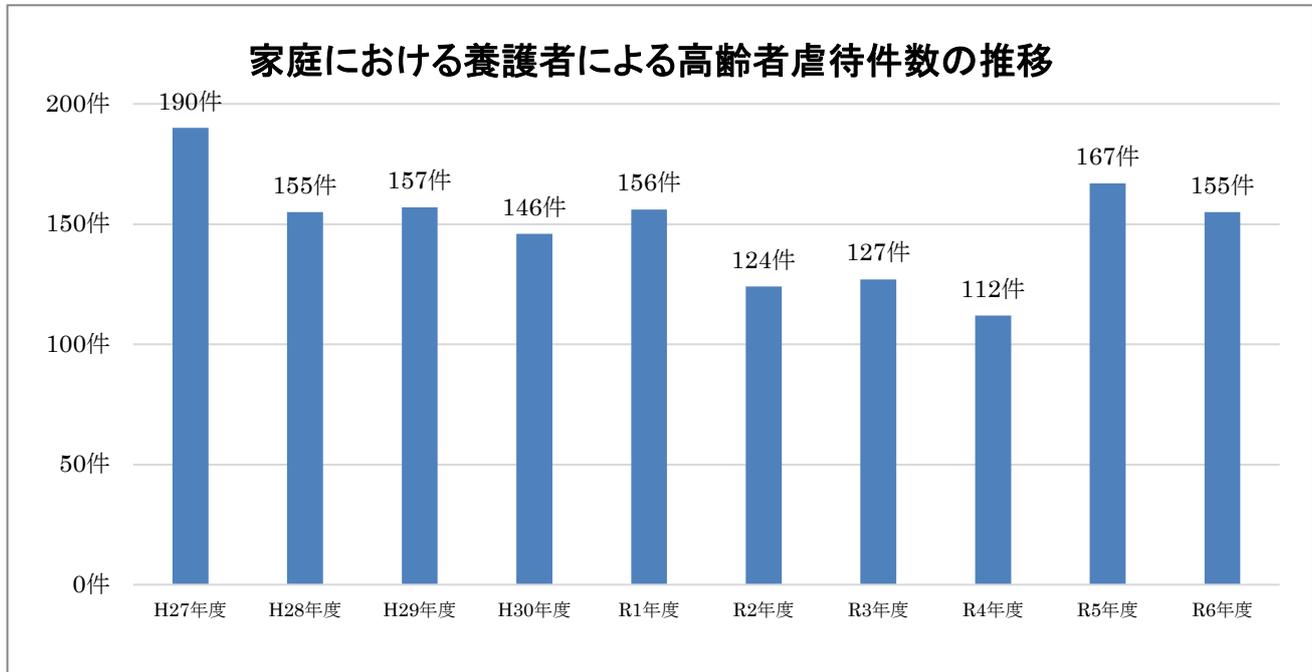
区 分		ケース1	ケース2	ケース3
施設等の種別		住宅型有料老人ホーム	介護老人保健施設	住宅型有料老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護
虐待の種別		身体的虐待	性的虐待	①身体的虐待 ②心理的虐待
被虐待者	人数	女性1人	女性1人	①男性2人・女性1人 ②特定困難
	要介護度	要介護4	要介護2	①要介護3～5 ②特定困難
	年齢別	90～94歳	85～89歳	①80～94歳 ②特定困難
虐待者	人数	女性2人	男性1人	①女性1人 ②特定困難
	職種	介護職	介護職	①②介護職
市町村・県が行った対応		施設への指導及び改善状況の確認	施設への指導及び改善状況の確認	施設への指導 (改善状況の確認は令和7年度実施)
区 分		ケース4	ケース5	
施設等の種別		通所介護及び有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	
虐待の種別		身体的虐待、心理的虐待	身体的虐待	
被虐待者	人数	女性3人	女性1人	
	要介護度	要介護4～5	要介護4	
	年齢別	85～99歳	90～94歳	
虐待者	人数	特定困難	男性1人	
	職種	介護職	介護職	
市町村・県が行った対応		施設への指導及び改善状況の確認	施設への指導及び改善状況の確認	

2 家庭における養護者（※2）による高齢者虐待

※2 高齢者の世話をしている家族、親族等

件数は155件で、前年度より12件減少しました。

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
件数	190件	155件	157件	146件	156件	124件	127件	112件	167件	155件
人数	198人	161人	160人	150人	165人	126人	130人	117人	175人	158人



(1) 被虐待者について

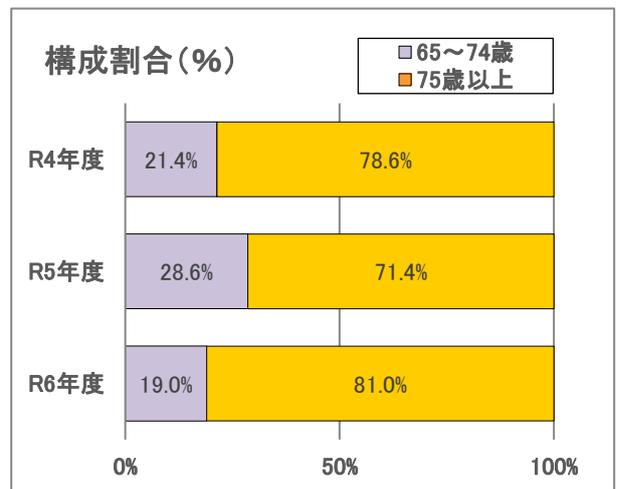
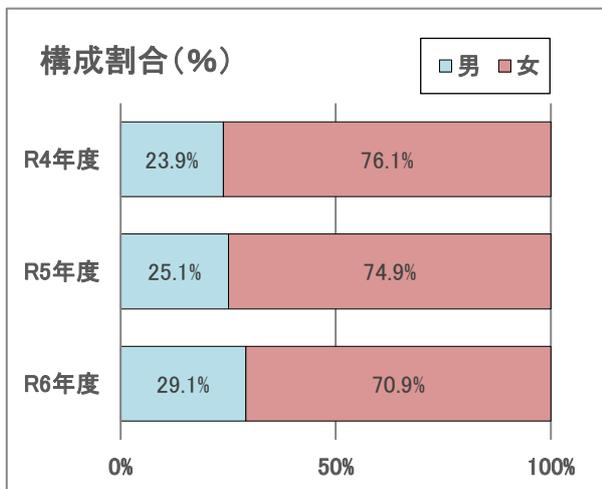
女性が約71%を占めています。また、75歳以上の後期高齢者が約81%を占めています。

① 男女別

区分	男	女	計
R4年度	28人	89人	117人
R5年度	44人	131人	175人
R6年度	46人	112人	158人

② 年齢別

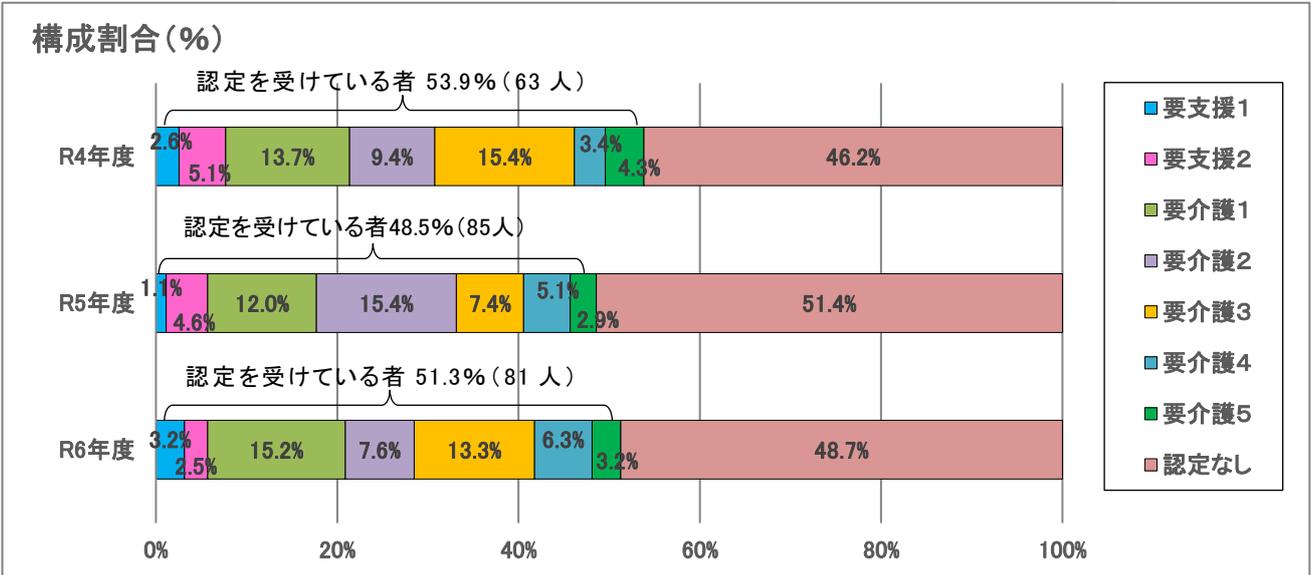
区分	65～74歳	75歳以上	計
R4年度	25人	92人	117人
R5年度	50人	125人	175人
R6年度	30人	128人	158人



③介護保険認定状況

介護保険の認定を受けている者が約51%となっています。

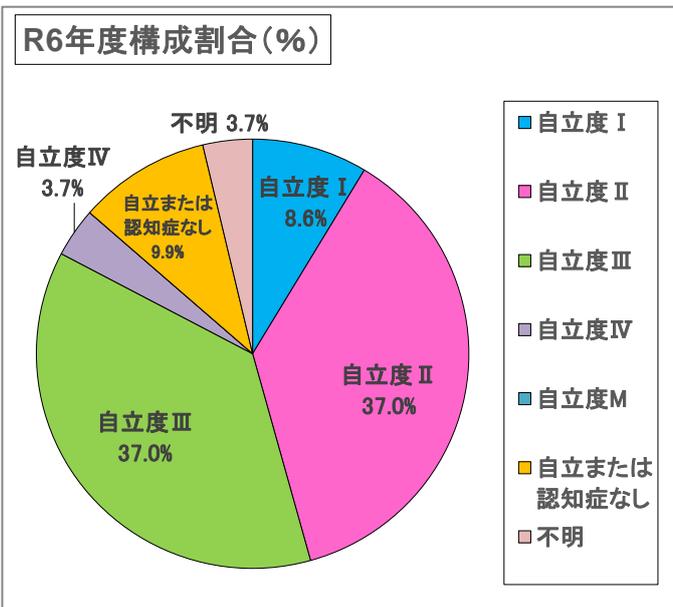
区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定なし	計
R4年度	3人	6人	16人	11人	18人	4人	5人	54人	117人
R5年度	2人	8人	21人	27人	13人	9人	5人	90人	175人
R6年度	5人	4人	24人	12人	21人	10人	5人	77人	158人



④介護保険の認定を受けている者の認知症日常生活自立度

介護保険の認定を受けている者のうち、認知症の症状がある高齢者が約86%となっています。また、自立度Ⅱ及び自立度Ⅲが多く占めています。

区分	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度M	不明	自立または認知症なし	計	(再掲)Ⅰ～M
R4年度	12人	19人	23人	5人	0人	1人	3人	63人	59人
R5年度	16人	38人	21人	7人	0人	3人	0人	85人	82人
R6年度	7人	30人	30人	3人	0人	3人	8人	81人	70人



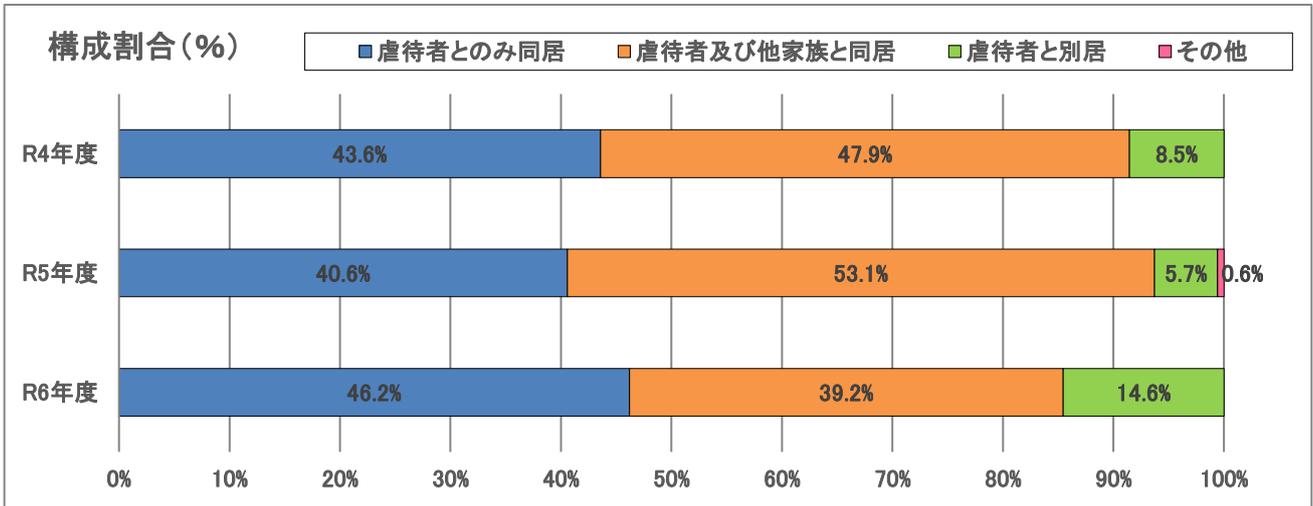
【参考】認知症高齢者日常生活自立度の目安

Ⅰ	症状はあるが、日常生活はほぼ自立。
Ⅱ	日常生活に支障をきたすが、周囲が注意していれば自立することができる。
Ⅲ	日常的に介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたし、行動や意思疎通が困難であり、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動、身体疾患があり、専門医療を必要とする。

⑤虐待者との同居状況

虐待者と同居する者が多く、「虐待者とのみ同居」と「虐待者及び他家族と同居」を合わせると全体の約85%を占めています。

区 分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	計
R4年度	51人	56人	10人	0人	117人
R5年度	71人	93人	10人	1人	175人
R6年度	73人	62人	23人	0人	158人

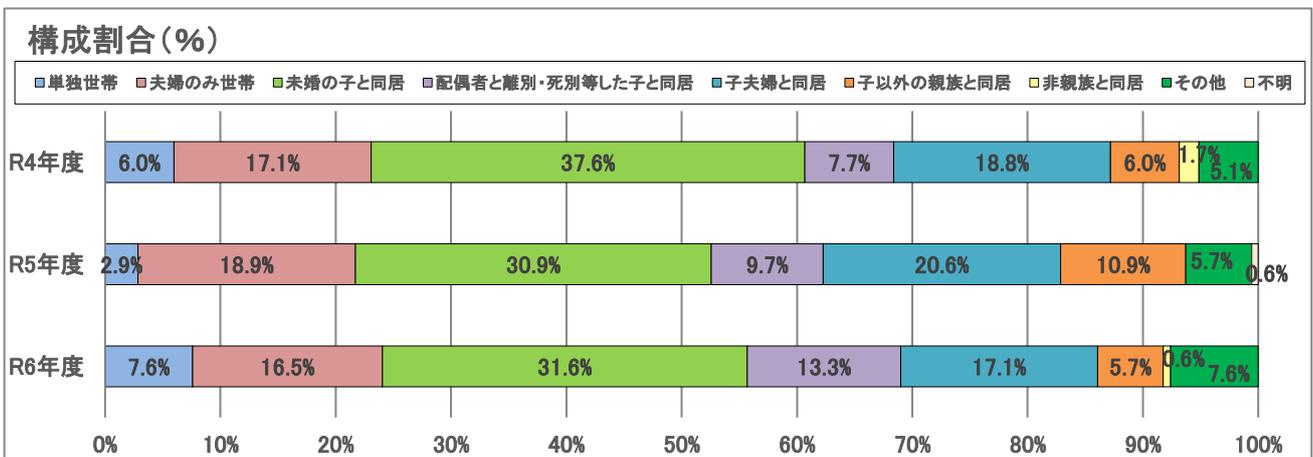


⑥家族形態

子と同居する者が多く、「未婚の子と同居」及び「配偶者と離別・死別等した子と同居」及び「子夫婦と同居」を合わせると全体の約62%を占めています。

区 分	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	子以外の親族と同居	非親族と同居	その他	不明	計
R4年度	7人	20人	44人	9人	22人	7人	2人	6人	0人	117人
R5年度	5人	33人	54人	17人	36人	19人	0人	10人	1人	175人
R6年度	12人	26人	50人	21人	27人	9人	1人	12人	0人	158人

※ 子は養子を含み、子と同居の家族形態は、三世代以上の場合及び他の親族も同居の場合を含む



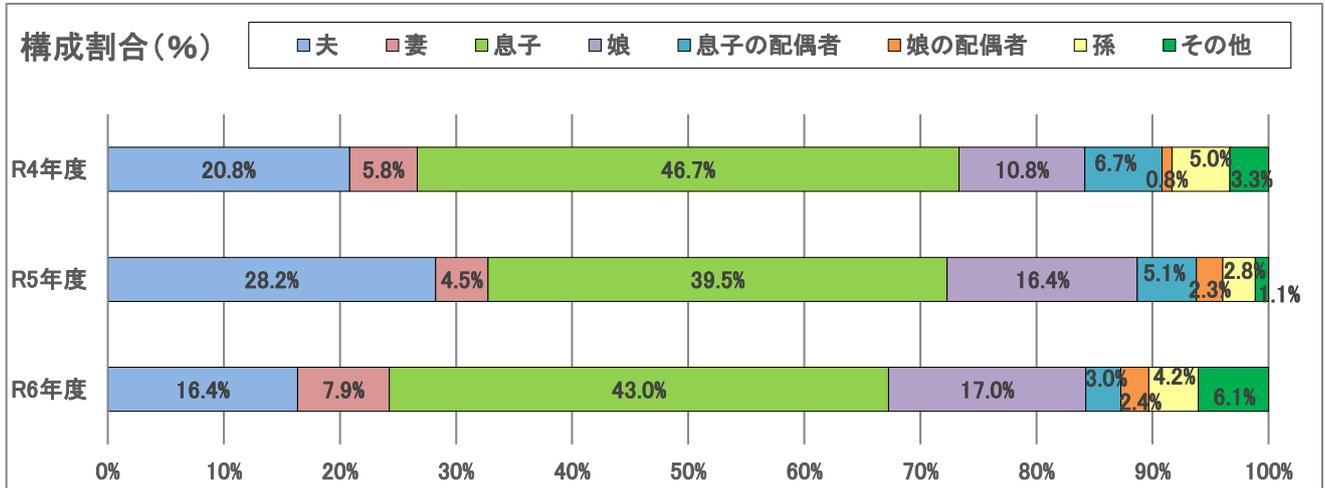
(2) 虐待者について

①被虐待者から見た虐待者の続柄

息子が全体の約43%を占め、次いで、娘、夫の順に多くなっています。

区 分	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	孫	その他	計
R4年度	25人	7人	56人	13人	8人	1人	6人	4人	120人
R5年度	50人	8人	70人	29人	9人	4人	5人	2人	177人
R6年度	27人	13人	71人	28人	5人	4人	7人	10人	165人

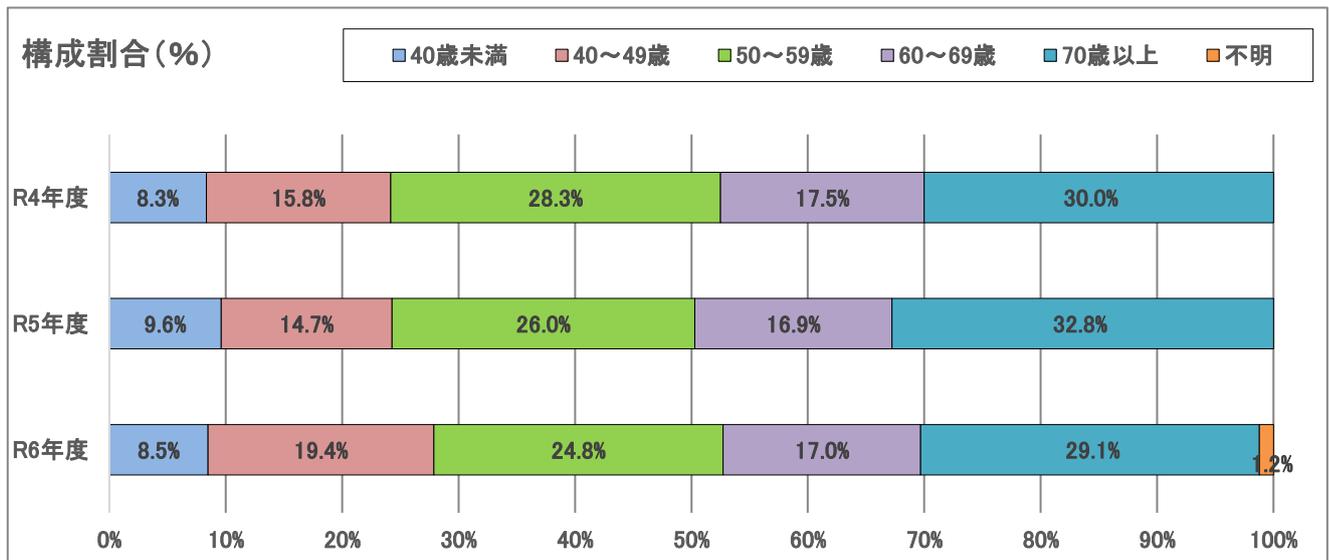
※ 一事案について複数いる場合は、それぞれに計上



②年齢別

50代以上が全体の約71%を占めています。

区 分	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
R4年度	10人	19人	34人	21人	36人	0人	120人
R5年度	17人	26人	46人	30人	58人	0人	177人
R6年度	14人	32人	41人	28人	48人	2人	165人



(県独自調査項目) 虐待者の介護への関与状況及び就労・経済状況について

市町村が虐待対応時の状況等を基に虐待者（165人）について回答したものです。

注：虐待者本人からの回答ではございません。

【結果の概要】

- ・被虐待者と常時接触していた虐待者は全体の約7割を占めています。
- ・主たる介護者として介護していた虐待者は全体の約4割を占めています。
- ・主たる介護者であった虐待者の約6割は、介護の協力者がいませんでした。
- ・主たる介護者であった虐待者の約3割は、「1年以上3年未満」の介護歴でした。
- ・主たる介護者であった虐待者の約8割が介護疲れを、約7割が悩みを抱えていました。
- ・虐待者の約5割が無職であり、うち60歳未満の者が約4割を占めています。
- ・虐待者の約4割が経済的困窮が疑われる状態にありました。

【県独自調査項目の結果】

(1) 虐待者の介護への関与状況

①被虐待者との接触時間（頻度）

日中も含め常時	69人	41.8%	} 74.5%
日中以外は常時	54人	32.7%	
週に数日程度	11人	6.7%	
月に数日程度	5人	3.0%	
ほとんど接触なし	16人	9.7%	
不明	10人	6.1%	
計	165人		

②被虐待者に対する介護の取組み状況

主たる介護者として介護	64人	38.8%
補佐的に介護	15人	9.1%
別の者が介護	22人	13.3%
介護が不要	56人	33.9%
不明	8人	4.8%
計	165人	

③ ②で「主たる介護者として介護」と回答した者（64人）の状況

性別	男性	女性	年齢	49歳以下	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明
	38人	26人		13人	12人	15人	15人	8人	1人
	59.4%	40.6%		20.3%	18.8%	23.4%	23.4%	12.5%	1.6%

続柄	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
	10人	9人	23人	13人	1人	0人	3人	5人
	15.6%	14.1%	35.9%	20.3%	1.6%	0.0%	4.7%	7.8%

介護の協力等の有無	介護の協力者あり	23人	35.9%	} 62.5%
	介護の協力者なし（相談相手あり）	13人	20.3%	
	介護の協力者、相談相手いずれもなし	27人	42.2%	
	不明	1人	1.6%	

介護歴	1年未満	4人	6.3%
	1年以上3年未満	19人	29.7%
	3年以上5年未満	11人	17.2%
	5年以上10年未満	11人	17.2%
	10年以上	7人	10.9%
	不明	12人	18.8%

介護疲れの状況	介護疲れがとてもあった	33人	51.6%	} 78.1%
	介護疲れがややあった	17人	26.6%	
	介護疲れがあまりなかった	5人	7.8%	
	介護疲れがなかった	5人	7.8%	
	不明	4人	6.3%	

介護の悩みの状況	介護の悩みがとてもあった	27人	42.2%	} 65.6%
	介護の悩みがややあった	15人	23.4%	
	介護の悩みがあまりなかった	7人	10.9%	
	介護の悩みがなかった	6人	9.4%	
	不明	9人	14.1%	

(2) 虐待者の就労・経済状況

① 就労状況

職についていない（無職）	90人	54.5%
正規の職に就いている	21人	12.7%
非正規の職に就いている	17人	10.3%
自営業	8人	4.8%
職についているが詳細不明	19人	11.5%
不明	10人	6.1%
計	165人	

職についていない者の年齢			} 44.4%
40歳未満	4人	4.4%	
40～49歳	14人	15.6%	
50～59歳	22人	24.4%	
60歳以上	50人	55.6%	
不明	0人	0.0%	

職についていない60歳未満の者（40人）の続柄							
夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
0人	0人	28人	9人	0人	1人	2人	0人
0.0%	0.0%	70.0%	22.5%	0.0%	2.5%	5.0%	0.0%

② 虐待者世帯の経済的な困窮状況

経済的困窮が疑われる	63人	38.2%
困窮状況には無い	85人	51.5%
不明	17人	10.3%
計	165人	

③ ②で「経済的困窮が疑われる」と回答した者（63人）の状況

年齢	49歳以下	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明
	23人	20人	8人	7人	4人	1人
	36.5%	31.7%	12.7%	11.1%	6.3%	1.6%

続柄	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	孫	その他
	3人	5人	34人	10人	0人	1人	4人	6人
	4.8%	7.9%	54.0%	15.9%	0.0%	1.6%	6.3%	9.5%

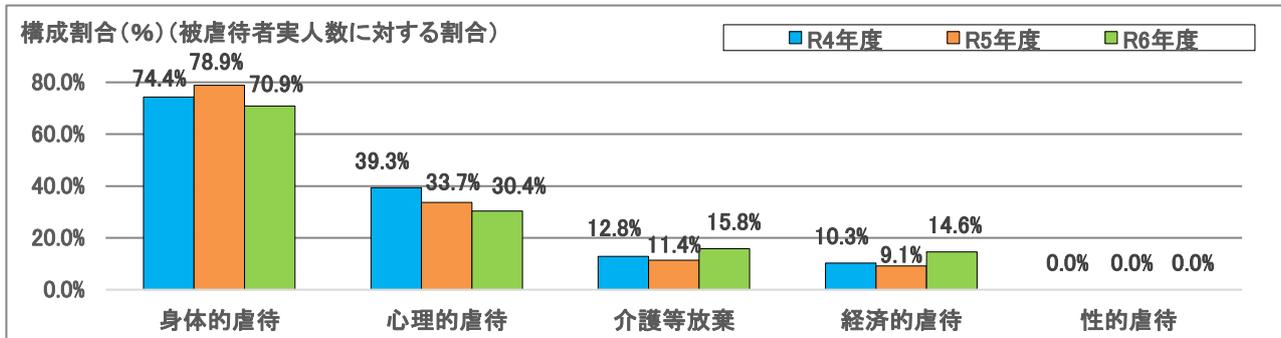
世帯状況	生活保護受給世帯	4人	6.3%
	住民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）	21人	33.3%
	その他（支払い滞納、多額の借金等）	38人	60.3%

(3) 虐待の種別について

「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」が多くなっています。

区分	身体的虐待	心理的虐待	介護等放棄	経済的虐待	性的虐待	被虐待者実人数
R4年度	87人	46人	15人	12人	0人	117人
R5年度	138人	59人	20人	16人	0人	175人
R6年度	112人	48人	25人	23人	0人	158人

※ 複数に該当する場合は、それぞれに計上



身体的虐待	暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断すること。(殴る、蹴る、ベットに縛るなど)
心理的虐待	脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。(怒鳴る、人前で恥をかかせる、無視するなど)
介護等放棄	意図的か結果的かを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること。(入浴させない、食事を与えない、必要な介護サービス等を受けさせないなど)
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。(生活費を渡さない、勝手に年金や財産を使うなど)
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。(わいせつな行為の強要、懲罰的に裸で放置するなど)

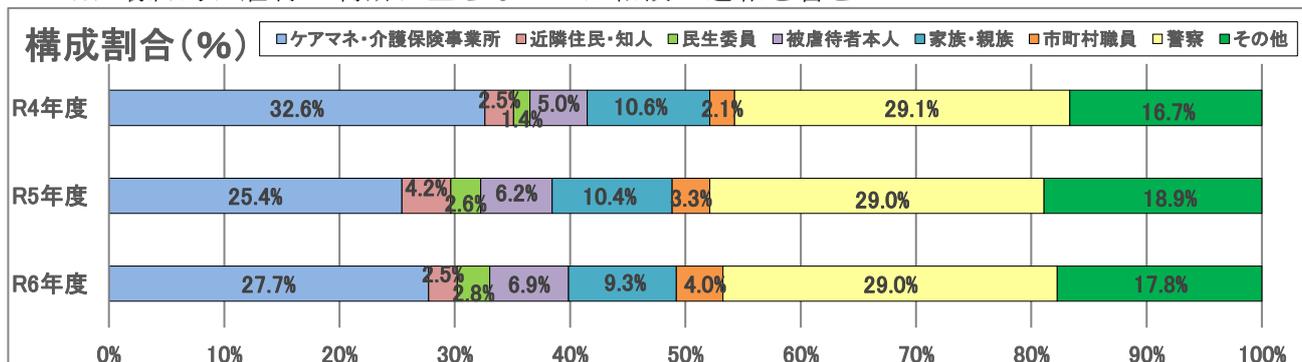
(4) 相談・通報者について

警察、ケアマネジャー・介護保険事業所職員からの相談・通報が多い状況です。

「その他」には、地域包括支援センター職員、医療機関、虐待者自身などが含まれます。

区分	ケアマネ・介護保険事業所	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	市町村職員	警察	その他	地域包括支援センター職員	計
R4年度	92人	7人	4人	14人	30人	6人	82人	47人	38人	282人
R5年度	78人	13人	8人	19人	32人	10人	89人	58人	34人	307人
R6年度	89人	8人	9人	22人	30人	13人	93人	57人	29人	321人

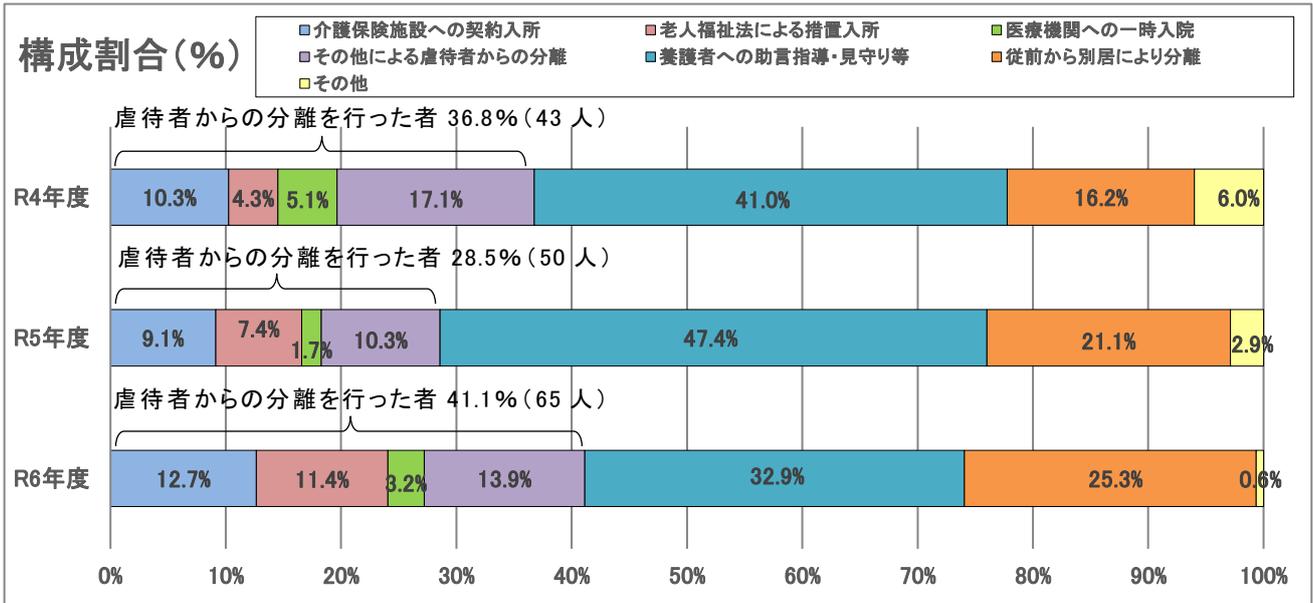
※ 最終的に虐待の判断に至らなかった相談・通報を含む



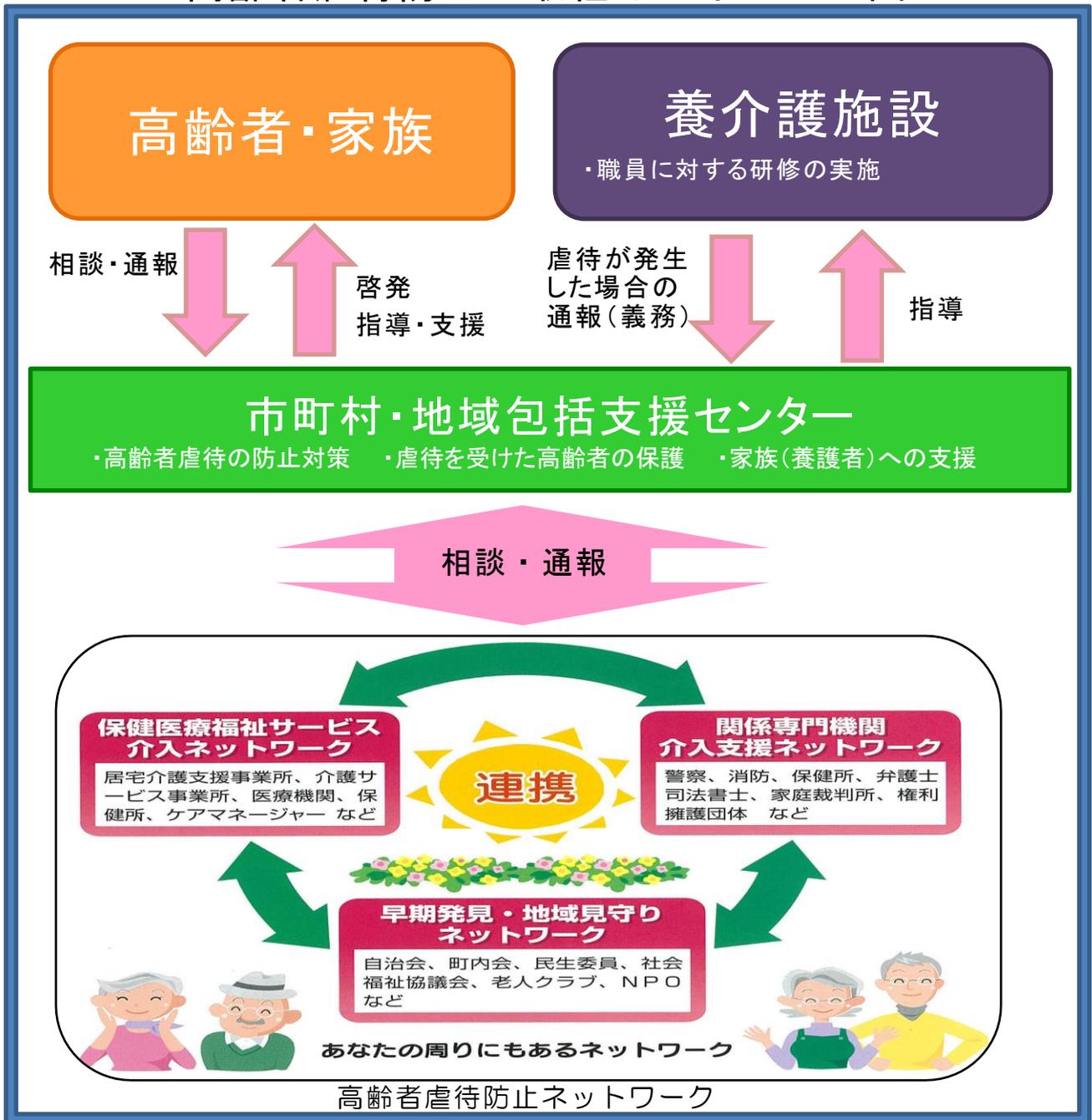
(5) 虐待への対応について

被虐待者の保護のため虐待者からの分離を行った人数が65人(41.1%)を占め、分離の手段としては、他の住宅に移るなどの「その他による虐待者からの分離」が最も多くなっています。

区分	虐待者からの分離				小計	養護者への助言指導・見守り等	従前から別居により分離	その他	計
	介護保険施設への契約入所	老人福祉法による措置入所	医療機関への一時入院	その他による虐待者からの分離					
R4年度	12人	5人	6人	20人	43人	48人	19人	7人	117人
R5年度	16人	13人	3人	18人	50人	83人	37人	5人	175人
R6年度	20人	18人	5人	22人	65人	52人	40人	1人	158人



高齢者虐待防止の取組みのイメージ図



山形県の取組み

- ① 関係機関による連携協力体制の確立
 - ・山形県高齢者・障がい者虐待防止会議の開催
 - ・専門職による相談支援体制の確保
- ② 高齢者虐待防止の普及啓発
 - ・高齢者虐待防止パンフレットの作成、配布
- ③ 関係機関職員の研修等
 - ・市町村職員等情報交換会の開催
 - ・施設職員等を対象とした研修会の開催

【県民の皆様へ】

あなたの「気づき」が虐待の深刻化を防ぎます

虐待を受けている高齢者や、介護疲れの家族は何かしらのサインを発しています。以下の項目は、「高齢者虐待」の発見の手がかりとなる「虐待の危険サイン」の例です。

あなたの身のまわりに思い当たることがあれば、あなたのお住まいの「市町村」やお近くの「地域包括支援センター」にご相談ください。

県内各市町村の高齢者虐待の通報・相談窓口は、山形県ホームページにも掲載しています。詳しくは「山形県 高齢者虐待防止 窓口」で検索してください。

高齢者からのサイン	養護者（家族）からのサイン
<input type="checkbox"/> 不自然なけがや傷がある	<input type="checkbox"/> 介護に疲れている
<input type="checkbox"/> 急におびえたり怖がる	<input type="checkbox"/> 無気力、投げやりである
<input type="checkbox"/> 無気力、投げやりである	<input type="checkbox"/> 高齢者を怒鳴る、しつけとやってたたく
<input type="checkbox"/> 栄養失調、脱水症状がみられる	<input type="checkbox"/> 高齢者の世話に対する不平・不満が多い
<input type="checkbox"/> 悪臭がしたり、服が汚れている等不衛生な状態である	<input type="checkbox"/> 介護サービスを受けさせない
<input type="checkbox"/> お金があるのにサービス利用料や生活費の支払ができない	<input type="checkbox"/> 高齢者を友人等に会わせない
<input type="checkbox"/> 傷やあざの説明のつじつまが合わない、話したがらない	<input type="checkbox"/> 保健・福祉の担当者とううのを嫌うようになる
<input type="checkbox"/> 体重が不自然に増えたり、減ったりする	<input type="checkbox"/> 高齢者に関する話題をさける

山形県高齢者虐待防止宣言

～高齢者虐待のない社会の実現をめざして～

- 1 高齢者の権利利益を守り、高齢者が尊厳を持って安心して生活を送ることができる社会を目指します。
- 2 家庭、施設での高齢者虐待の防止に向け、地域全体で取り組みます。
- 3 高齢者虐待の問題を誰もが見過ごさず、一人ひとりの問題として県民あげて取り組みます。

平成19年7月27日

山形県高齢者虐待防止県民会議